

岩手県告示第 1001 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 71 条第 1 項の規定により、三陸地区五葉山猟区管理規程の変更を認可した。

なお、当該変更の内容は、次のとおりである。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 区域

(変更前) 大船渡市三陸町の区域のうち、国道 45 号と同市三陸町と同市立根町の境界との交点を起点とし、同点から同境界を北に進み大窪山五葉山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み大船渡市と釜石市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み吉浜海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南西に進み市道大塩線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みオオブネ沢との交点に至り、同点から同沢を西に進み林道増館線との交点に至り、同林道を南に進み市道大塩線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み林道大六線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み国道 45 号との交点に至り、同点から同国道を西に進み三陸縦貫自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を西に進み大槌・気仙川森林計画区民有林 66 林班との交点に至り、同点から同民有林 66 林班と 68 林班の境界を東に進み同民有林 66、65、67 林班との交点に至り、同点から同民有林 66 林班と 65 林班の境界を西に進み同民有林 66、65、62 林班との交点に至り、同点から同民有林 66 林班と 62 林班の境界を西に進み同民有林 66、62、61 林班との交点に至り、同点から同民有林 66 林班と同市立根町との境界を北に進み起点に至る線により囲まれた区域（文部科学省三陸大気球観測所銃猟禁止区域及び三陸町荒金山銃猟禁止区域を除く。）

(変更後) 大船渡市三陸町地内の国道 45 号と大船渡市三陸町と大船渡市立根町の境界との交点を起点とし、起点から大船渡市三陸町と大船渡市立根町の境界を北に進み大窪山五葉山鳥獣保護区の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み大船渡市と釜石市の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み吉浜海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南西に進み市道大塩線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みオオブネ沢との交点に至り、同点から同沢を西に進み林道増館線との交点に至り、同点から同林道を南に進み市道大塩線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み林道大六線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み国道 45 号との交点に至り、同点から同国道を西に進み三陸縦貫自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を西に進み民有林 267 林班と民有林 269 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み民有林 267 林班と民有林 266 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み民有林 267 林班と民有林 263 林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み大船渡市三陸町と大船渡市立根町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（三陸大気球観測所銃猟禁止区域、三陸町荒金山銃猟禁止区域及び越喜来吉浜電話ケーブル銃猟禁止区域を除く。）

2 変更認可の年月日 平成 18 年 10 月 27 日